

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	福島県二本松市

## 二本松市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 福島県二本松市産業部農業振興課  
所在地 福島県二本松市金色403番地1  
電話番号 0243-55-5118  
FAX番号 0243-22-8533  
メールアドレス nourin@city.nihonmatsu.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、カラス、ニホンザル、ツキノワグマ、アライグマ、アメリカミンク
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	福島県二本松市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	被害面積
イノシシ	水稻（コシヒカリ等）	255.57千円	24.1a
	いも類（ジャガイモ等）	9.8千円	0.6a
	豆類（大豆）	7.0千円	4.8a
	小計	272.37千円	29.5a
ハクビシン	野菜（ナス）	4.20千円	0.1a
	小計	4.2千円	0.1a
カラス	野菜（キュウリ）	15.6千円	0.1a
	小計	15.6千円	0.1a
ニホンザル	野菜（スイートコーン等）	5.0千円	0.5a
	小計	5.0千円	0.5a
ツキノワグマ			
	小計	0.0千円	0.0a
アライグマ			
	小計	0.0千円	0.0a
アメリカミンク			
	小計	0.0千円	0.0a
農作物被害		297.17千円	30.2a
水産物被害		—	—
合計		297.17千円	30.2a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

## (2) 被害の傾向

### ①イノシシ

イノシシは市街地を除く市内全域に出没し、水稻・豆類・いも類などで被害が見られる。被害は阿武隈川を挟んで東側の岩代・東和地域が多かったが、近年は西側の二本松・安達地域でも増加傾向にある。

また、農地などの掘り起こしや、水田の畦畔や水路破壊など、金額には計上されない被害も多く発生している。

生息状況：市内全域

被害の発生時期：通年

被害の発生場所：市内全域

### ②ハクビシン

従来被害報告が少なかった地域でも被害が発生していることから、生息域が広がっていると考えられる。

生息状況：市内全域

被害の発生時期：5月末から10月頃まで

被害の発生場所：市内全域

### ③カラス

市内全域において被害が確認されている。令和3年度は、野菜への被害が報告された。また、農作物への被害だけでなく、生活環境への被害も多く発生している。

生息状況：市内全域

被害の発生時期：4月末から10月頃まで

被害の発生場所：市内全域

### ④ニホンザル

東和地域において被害が発生している。また、二本松地域では安達太良山のふもとの果樹園付近における目撃報告があることから、今後の被害拡大に注意が必要である。

生息状況：岩代地域の東部から東和地域の東部

被害の発生時期：5月末から10月頃まで

被害の発生場所：岩代地域の東部から東和地域の東部

⑤ツキノワグマ

令和3年度は販売目的作物への被害は確認されなかったが、クマの目撃・出没情報は、冬眠期を除き、年間を通じて数十件程度寄せられており、河川などを通じて市街地付近にもしばしば出没するなど、人身被害につながりかねない状況である。

また、出没・被害状況は、堅果類の豊凶状況に大きく左右されるため、注意が必要である。

生息状況：二本松地域及び安達地域（安達太良山山麓地域）

被害の発生時期：5月から9月頃まで

被害の発生場所：二本松地域から安達地域の東部

⑥アライグマ

農作物への被害は発生していないが、家庭菜園などにおける被害を含め、ハクビシンなどによる被害と混同されている可能性がある。また、人家への侵入など生活環境への被害が発生している。

生息域の拡大傾向が著しく、市内の広い範囲で捕獲数が増えている。

生息状況：市内全域

被害の発生時期：月頃まで

被害の発生場所：二本松地域から安達地域の東部

⑦アメリカミンク

農作物への被害は発生していないが、養殖池や飼育魚類などへの被害が発生している。出没は、二本松・安達地域の阿武隈川やその支流沿いが中心だが、東和地域でも捕獲実績があるなど、支流を通じた生息域の拡大が懸念される。

生息状況：市内全域（河川沿いの地域）

被害の発生時期：6月末から10月頃まで

被害の発生場所：二本松地域から安達地域の東部

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	被害金額 （千円）	被害面積 （h a）	被害金額 （千円）	被害面積 （h a）
イノシシ	272 千円	0.295ha	217.6 千円	0.2ha
ハクビシン	4.2 千円	0.001ha	3.4 千円	0ha
カラス	16 千円	0.001ha	12.8 千円	0ha
ニホンザル	5.0 千円	0.005ha	4.0 千円	0.004ha
ツキノワグマ	0 千円	0ha	112.8 千円	0.028ha
アライグマ	0 千円	0ha	0 千円	0ha
アメリカミンク	0 千円	0ha	0 千円	0ha
計	297.2 千円	0.302ha	350.6 千円	0.232ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

目標値の算出にあたっては毎年被害額、被害面積が10%減少とし、目標年次まで20%の減少として算出した。

なお、ツキノワグマの目標値については、令和2年度以前は被害が発生しており（令和2年度：被害額141千円、被害面積0.035ha）再び被害が発生する恐れがあるため、令和2年度の被害額、被害面積の10%減少、目標年次まで20%の減少とした。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年4月に二本松市鳥獣被害対策実施隊を組織し、捕獲活動を実施している。</li> <li>捕獲手段として、銃器、箱わな、くくりわなを用いている。二本松市有害鳥獣対策協議会と連携して、イノシシ捕獲用箱わな、イノシシ捕獲用くくりわな、クマ捕獲用箱わな、小動物捕獲用箱わな等を導入した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化等により実施隊員は減少傾向にある。捕獲の担い手の育成が急務となっている。</li> <li>捕獲機材(箱わな等)の追加整備、既存機材を活用した捕獲技術の向上が必須であり、効率的な捕獲を行う必要がある。</li> <li>鳥獣は市町村の境界を越えて被害を及ぼす可能性があるため、周辺の市町村と連携した捕獲の実施も課題である。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業者個人による侵入防止柵(電気柵)設置に対し補助を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度 44戸 12.1ha</li> <li>2年度 25戸 7.7ha</li> <li>3年度 42戸 18.5ha</li> </ul> </li> <li>鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、阿武隈川の東側の地域を中心とする7集落、(受益戸数36戸)、15.29haにおいて電気柵を設置した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度 5戸 0.09ha</li> <li>2年度 20戸 5.5 ha</li> <li>3年度 11戸 9.7 ha</li> </ul> </li> <li>岩代・東和地域を中心とする多くの集落で、中山間地域直接支払交付金を活用した、電気柵の設置や管理を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内は中山間地域が多く、また東京電力福島第一原子力発電所事故の影響によって、耕作放棄地の増加や山林の荒廃が進んでおり、イノシシなどの有害鳥獣の温床となっているため、侵入防止柵の設置に加え、耕作放棄地の刈り払いや緩衝帯の整備等の取組が必要である。</li> <li>設置後の電気柵が適切に管理されていない事例が多いため、農業者へ適切な電気柵の管理方法を指導する体制作りが必要である。</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民を対象に研修会を開催し、鳥獣被害防止に関する知識の普及に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境整備の重要性に対する理解は進んでいるが、依然として「捕獲」に対する意識が先立っているため、引き続き環境整備の重要性についての啓発が必要である。</li> </ul>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の

導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

##### ①イノシシ

・電気柵等の侵入防止柵の設置、森林緩衝地帯の整備に努めるとともに、住民自らが被害防止対策を講じられるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用して、地域ぐるみでの対策を進める。

・引き続き箱わなやくくりわなを導入し、効率的な捕獲方法の確立を図る。地域住民等に対する知識の普及を進める広報活動や講習会を開催し、農作物の被害軽減に取り組む。

・イノシシの繁殖力を考慮して、捕獲だけでなく総合的な被害防止対策を更に推進する。

##### ②ハクビシン

・被害が確認される5月～10月にかけて重点的に捕獲活動を行う。また、電気柵等の侵入防止柵の導入促進を図る。

##### ③カラス

・被害が確認される4月～5月、8月～9月にかけて重点的に捕獲活動を行う。被害が常態化している地区については、被害が発生する原因を抜本的に改善するよう努める。

##### ④ニホンザル

・追い払い活動を継続することにより群れが定着することを防止する。

・近隣市町村と連携して生息状況調査を進め、広域的な被害防止対策を実施するとともに、農業者の防除意識の啓発を図る。

##### ⑤ツキノワグマ

・放任果樹の除去や緩衝帯の整備により、人家近くにツキノワグマが出没しにくい環境整備を推進する。また、農作物被害が多発した場合や人身被害が発生する恐れがある場合は有害捕獲を行う。

##### ⑥アライグマ、⑦アメリカミンク

・通年の捕獲活動を実施するとともに、地域住民等が自発的な被害防止対策を講じられるよう、広報等による普及啓発を図る。

※取り組みの事業メニュー

・捕獲機材の整備（イノシシ用箱わな、くくりわな、小動物用箱わなの導入）

- ・緩衝帯の整備（遊休農地、森林の伐採・間伐整備）
- ・集落内の侵入防止柵整備（電気柵の導入）
- ・捕獲技術向上、ICT技術の活用
- ・電気柵の管理方法の研修会や、捕獲技術講習会の開催

（注） 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### （1）対象鳥獣の捕獲体制

- ・福島県猟友会二本松支部の推薦により、120名以内の隊員を二本松市鳥獣被害対策実施隊として任命し、二地区隊の体制で地区ごとに有害鳥獣の捕獲を行う。
- ・捕獲については、二本松市と二本松市鳥獣被害対策実施隊が捕獲時期、捕獲場所等について協議し実施する。
- ・大型獣類の捕獲については、箱わな、くくりわなにより捕獲を行っているが、遠距離からの銃による捕獲も効果的であり、わなの設置が困難な山間部の農地等の被害も甚大であることから、周辺の安全を確保しながら慎重な判断のもとで、射程が長く殺傷力の高いライフル銃の使用を許可する。なお、ライフル銃の所持隊員は許可証の提出により確認しており、捕獲の時期や場所については、許可証及び従事者証に記載されているものに限る。

- （注） 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R5年度	イノシシ ハクビシン カラス ニホンザル ツキノワグマ アライグマ アメリカミンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二本松市有害鳥獣対策協議会と連携して、捕獲機材（箱わな、くくりわな等）の導入を進める。</li> <li>・地域の実情にあった効率的な捕獲方法について検討を行う。</li> <li>・周辺市町村と連携し、鳥獣の生息状況等の情報交換を行う。</li> <li>・市有害鳥獣対策協議会と連携を取りながら、捕獲技術講習会や狩猟免許取得経費に対する補助を行い、有害鳥獣の捕獲担い手の育成・確保に努める。</li> </ul>
R6年度	イノシシ ハクビシン カラス ニホンザル ツキノワグマ アライグマ アメリカミンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二本松市有害鳥獣対策協議会と連携して、捕獲機材（箱わな、くくりわな等）の導入を進める。</li> <li>・地域の実情にあった効率的な捕獲方法について検討を行う。</li> <li>・周辺市町村と連携し、鳥獣の生息状況等の情報交換を行う。</li> <li>・市有害鳥獣対策協議会と連携を取りながら、捕獲技術講習会や狩猟免許取得経費に対する補助を行い、有害鳥獣の捕獲担い手の育成・確保に努める。</li> </ul>
R7年度	イノシシ ハクビシン カラス ニホンザル ツキノワグマ アライグマ アメリカミンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二本松市有害鳥獣対策協議会と連携して、捕獲機材（箱わな、くくりわな等）の導入を進める。</li> <li>・地域の実情にあった効率的な捕獲方法について検討を行う。</li> <li>・周辺市町村と連携し、鳥獣の生息状況等の情報交換を行う。</li> <li>・市有害鳥獣対策協議会と連携を取りながら、捕獲技術講習会や狩猟免許取得経費に対する補助を行い、有害鳥獣の捕獲担い手の育成・確保に努める。</li> </ul>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>福島県策定の「福島県第13次鳥獣保護管理事業計画」、「福島県イノシシ管理計画」、「福島県ツキノワグマ管理計画」、「福島県ニホンザル管理計画」、「福島県アライグマ防除実施計画」、「福島県アメリカミンク防除実施計画」及び「二本松市イノシシ保護管理事業実施計画」に基づく基準により捕獲を行</p>

う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画及び二本松市イノシシ保護管理事業実施計画に基づく基準による。捕獲目標頭数を1,400頭とする。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画及び二本松市イノシシ保護管理事業実施計画に基づく基準による。捕獲目標頭数を1,400頭とする。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画及び二本松市イノシシ保護管理事業実施計画に基づく基準による。捕獲目標頭数を1,400頭とする。
ハクビシン	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。
カラス	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。
ニホンザル	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。

ツキノワグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。捕獲は10頭を上限とし必要最小限度の頭数に留める。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。捕獲は10頭を上限とし必要最小限度の頭数に留める。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。捕獲は10頭を上限とし必要最小限度の頭数に留める。
アライグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準による。
アメリカミンク	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県アメリカミンク防除実施計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県アメリカミンク防除実施計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県アメリカミンク防除実施計画に基づく基準による。

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>春から秋の農作物等の被害発生時期に重点を置いて有害捕獲を実施し、人的被害の恐れのある個体及び農作物被害の大きな地区を優先的に実施する。</p> <p>特にイノシシについては個体数調整捕獲を進めることとし、アライグマ・アメリカミンクについては通年捕獲活動を実施する。</p> <p>【捕獲方法】</p> <p>イノシシ：箱わな、くくりわな及び銃器（通年）</p> <p>ハクビシン：箱わな（通年）</p> <p>カラス：銃器（通年）</p> <p>ニホンザル：銃器及び箱わな（通年）</p> <p>ツキノワグマ：箱わな及び銃器による。（主に4月～12月）</p> <p>アライグマ：箱わな（通年）</p> <p>アメリカミンク：箱わな（通年）</p>
---

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
大型獣類の捕獲については、箱わな、くくりわなにより捕獲を行っているが、遠距離からの銃による捕獲も効果的であり、わなの設置が困難な山間部の農地等の被害も甚大であることから、周辺の安全を確保しながら慎重な判断のもとで、射程が長く殺傷力の高いライフル銃の使用を許可する。なお、ライフル銃の所持隊員は許可証の提出により確認しており、捕獲の時期や場所については、許可証及び従事者証に記載されているものに限る。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5 年度	6 年度	7 年度
イノシシ	電気柵 20,000m 受益面積 20.0ha	電気柵 20,000m 受益面積 20.0ha	電気柵 20,000m 受益面積 20.0ha
	ワイヤーメッシュ柵 20,000m 受益面積 20.0ha	ワイヤーメッシュ柵 20,000m 受益面積 20.0ha	ワイヤーメッシュ柵 20,000m 受益面積 20.0ha

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5 年度	6 年度	7 年度
イノシシ	主にイノシシ対策用の電気柵整備を推進するとともに、受益者向けに	主にイノシシ対策用の電気柵整備を推進するとともに、受益者向けに	主にイノシシ対策用の電気柵整備を推進するとともに、受益者向けに

	電気柵設置、維持管理研修会等を開催することで、効果的な使用と適正な維持管理の徹底を図る。	電気柵設置、維持管理研修会等を開催することで、効果的な使用と適正な維持管理の徹底を図る。	電気柵設置、維持管理研修会等を開催することで、効果的な使用と適正な維持管理の徹底を図る。
--	--	--	--

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R5	イノシシ ハクビシン	広報誌や研修会を通じて、鳥獣被害防止に関する情報提供を行い、鳥獣被害対策への関心を高める。
R6	カラス ニホンザル ツキノワグマ	広報誌や研修会を通じて、鳥獣被害防止に関する技術等の情報提供を行い、集落全体の自衛意識を高める。
R7	アライグマ アメリカミンク	被害の多い地域の住民が、侵入防止柵の設置、緩衝帯の設置や放任果樹の除去等の環境整備を実施できる体制づくりを支援する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

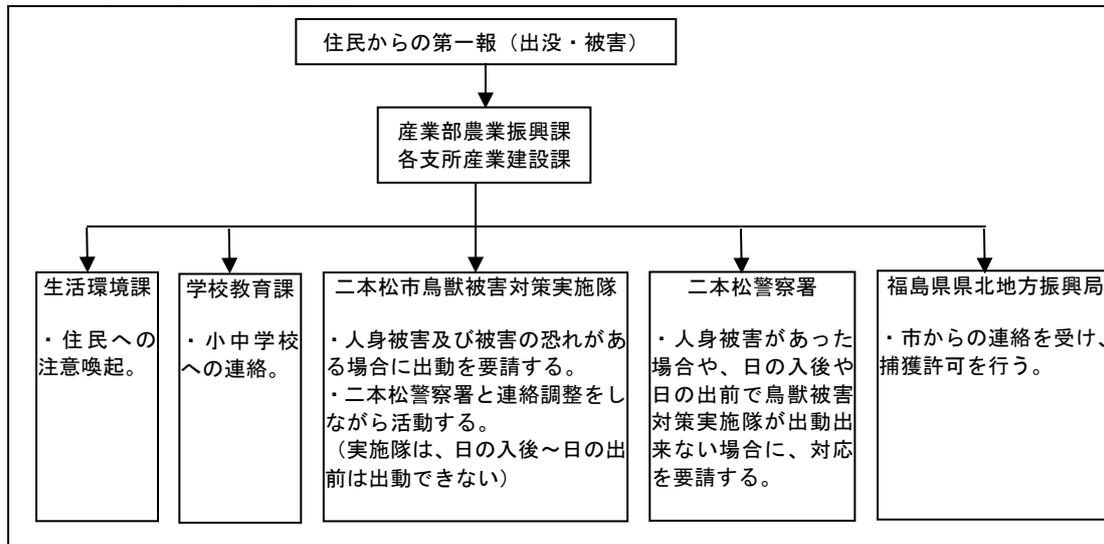
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
二本松市	・被害状況の確認と住民への注意喚起、被害防止対策の実施と必要に応じ捕獲許可を行う。市に許可権限がない場合は許可を申請する。
二本松市鳥獣被害対策実施隊	・捕獲許可が下りた有害鳥獣の捕獲作業に従事する。
福島県北地方振興局	・捕獲許可、情報提供、助言・指導
二本松警察署	・被害状況の確認と住民への注意喚起、緊急時における住民の安全確保を行う。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

## (2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

### 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設又は焼却により適切に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

### 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

#### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	市内全域に国から原子力災害特別措置法に基づく出荷制限及び摂取制限の指示が出されており、当面の間、食品としての利用は困難
ペットフード	市内全域に国から原子力災害特別措置法に基づく出荷制限及び摂取制限の指示が出されており、当面の間、ペットフードとしての利用は困難
皮革	市内全域に国から原子力災害特別措置法に基づく出荷制限及び摂取制限の指示が出されており、当面の間、皮革としての利用は困難
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	学術研究等への提供

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	二本松市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
二本松市	・事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
二本松市鳥獣被害対策実施隊	・有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣の捕獲を行う。
ふくしま未来農業協同組合	・有害鳥獣関連情報の提供と対象地域を巡回し営農(技術)指導を行う。
福島県農業共済組合	・有害鳥獣関連情報の提供と対象地域へ被害防止対策の指導を行う。
福島県県北農林事務所 安達農業普及所	・有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、助言及び指導を行う。
福島県鳥獣保護管理員	・鳥獣保護管理に関する情報提供、助言及び指導を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福島県県北地方振興局 (県民環境部)	・有害鳥獣関連情報の提供並びに鳥獣の保護管理及び捕獲に関する情報提供、助言及び指導を行う。
福島県県北農林事務所 (農業振興普及部) (森林林業部)	・有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、助言及び指導を行う。 ・農地周辺的环境整備としての森林管理・森林整備の手法について、助言及び指導を行う。
福島県農業総合センター 企画経営部	・有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、助言及び指導を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

二本松市鳥獣被害対策実施隊（平成26年4月設置）	
二本松・安達地区隊 60名以内	} 計120名以内の隊員により業務を行う。
岩代・東和地区隊 60名以内	

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

二本松市有害鳥獣被害対策協議会を通じ、関係機関と連携し、各地域・集落による被害対策活動を支援する。
---

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、二本松市有害鳥獣対策協議会として講演会、情報交換会、現地研修会を開催する。
--

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。